

## 令和4年度「チャイルドプランサポート制度整備奨励金」主要変更点

### 1. エントリー受付対象企業数が増える

エントリー日 年2回（昨年） → 年2回（今年） … 次回（9/1～9/8 エントリー）  
 受付対象企業数 年200社（昨年） → 年250社（今年）

### 2. 奨励金交付額

令和3年以前	令和4年
①「不妊治療」・「不育治療」休暇制度等の整備 40万円	①「不妊治療」・「不育治療」休暇制度等の整備 40万円
②「不妊治療」休暇制度等の整備 30万円	②「不育治療」休暇制度等の整備 （「不妊治療」休暇制度導入済の企業） 10万円
③「不育治療」休暇制度等の整備 10万円	
④「不妊治療」・「不育治療」ためのテレワーク制度の整備 （加算項目） 10万円	—

①、②、③のどれかを実施 ④は加算項目

①または②を実施

### 3. <実績> 制度要件変更・追加点

令和3年以前	令和4年
休暇日数は年間5日以上	休暇日数は年間5日以上、頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合はさらにそれぞれ5日を限度に休暇を取得することができる。
休暇の賃金は有給または無給。無給の場合は労働協約または労使協定に定める。	休暇の賃金は有給とする。
—	社内意向調査の実施追加 … 提出不要
—	管理職向け研修追加 … 管理職名簿（交付申請時提出）に記載された方
—	テレワーク制度（モバイルワーク、サテライトオフィス勤務、在宅勤務、フレックスタイム制、時差勤務のいずれか1つ以上）の整備が必須

以上